

できましたっ！「認知症なんでも相談所」

4月1日から大曲仙北地域の「地域密着型介護サービス事業所」(認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、特定施設、認知症対応型通所介護)に、自宅で認知症の高齢者を介護する方などの悩みや問題を解決するための手助けをする相談窓口「認知症なんでも相談所」が、地域との結びつきを重視した事業運営の一環として、設置されました。

窓口では、認知症介護の研修を受けた職員が、認知症に関すること、介護に関することの相談に対応しますので、困ったときや悩んだときは、ひとりで抱え込まずに、まずはお近くの相談所にご相談ください。

相談の内容によっては、地域包括支援センター、医療機関、福祉事務所など適切な機関への取り次ぎや紹介などの援助も行います。

仙北市
「認知症なんでも相談所」
設置事業所一覧
(平成22年4月1日現在)

■問合せ

介護保険事務所
TEL 0187
(86) 3913
仙北市包括支援センター
TEL (43) 2283

サービス種類	番号	事業者名・住所	電話番号	相談方法
			受付時間	
グループホーム	1	グループホーム桐花荘	44-3037	電話・来所
		田沢湖小松字荒床3 3- 1	月～金 9:00-17:00	
	2	田沢の家	43-9004	電話・来所
		田沢湖生保内字上清水6 9 8	月～金 9:00-17:00	
	3	グループホーム花みづき	55-5272	電話・来所
		角館町白岩下西野1	月～日 9:00-17:00	
4	ピアホームかたくりの里 (特別養護老人ホーム清流苑)	58-2100 (清流苑)	電話・来所	
	西木町松木内字高屋9 1- 1	月～金 10:00-16:00 祝日不可		
5	グループホームたんぼぼ	52-2540	電話・来所・訪問	
	角館町藪田別当村2 1 1	月～日 10:00-18:00		
6	グループホーム優優	43-3077	電話・来所・訪問	
	田沢湖生保内字街道ノ上3 6- 8	月～金 8:30-17:00		
特定施設	1	有料老人ホーム ふれあいの家	44-3877	電話・来所・訪問
		田沢湖卒田字荒町4 9- 7	月～金 9:00-17:00	

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料が年金から特別徴収(天引き)されている皆さんへ～仮徴収について～

平成22年度介護保険料の徴収(仮徴収)が4月支給の年金から開始されます。

仮徴収とは 介護保険料は住民税の課税状況等によってその年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決定となるため、介護保険料の年額の確定は7月になります。そのため、4月・6月・8月は確定保険料での徴収ができませんので、前年度の年額をもとにした仮の保険料での徴収となります。このことを仮徴収といいます。

※該当する方には4月上旬に仮徴収額のお知らせを発送しますのでご確認ください。

※7月に介護保険料の年額が決まった後は、年額から仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月に支給される年金から3回に分けて徴収(本徴収)することになります。

仮徴収	4月	今年2月の保険料と同額が特別徴収(天引き)されます。
	6月	前年度の年額をもとに仮徴収額(4月から8月分)が年額の約半分となるように計算した額が特別徴収(天引き)されます。
	8月	
本徴収	10月	7月に決定した年額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて特別徴収(天引き)されます。
	12月	保険料段階が前年度から変わると本徴収で調整されるため、仮徴収と比べ金額が大きく変わる場合があります。
	2月	

※65歳以上で、介護保険料が年金から特別徴収(天引き)されていない方は年額の決定後、7月中旬に送付される納付書で納めることとなります。(口座振替を申し込んでいる方は口座から引き落としになります)

■問合せ 介護保険事務所 保険指導班 TEL 0187 (86) 3911
仙北市福祉事務所 長寿子育て課 TEL (43) 2281